

令和4年度災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル改訂検討会（第1回） 議事概要

No.	委員	意見内容
(1) モデル事業の結果報告		
1	関委員	データベースのマッピングについては、県内部では了解が得られており、現在、データ提供元の了解を得ている。了解が得られたら進めていく。 課税台帳の目的外利用について、大防法では資料の提出の要求等が規定されているが、使用用途に災害時とは記載されていない。大防法を用いて課税台帳の情報の提供が可能であれば、施行通知やマニュアルで明記されるとよい。
2	村岡委員	熊本県では、大防法及び県の情報公開条例を元に、課税台帳情報を熊本県の市から情報提供してもらっている。ただし、提供される情報は個人情報保護のために建築物所有者の個人名が削除されている。
3	村岡委員	熊本地震の際に建築確認台帳及びアスベスト調査台帳の情報をもとに調査を行ったが、必要な情報の漏れ・抜けが多かった。 災害時のための備えとしては課税台帳の利用が効果的である。
4	寺園座長	アスベスト調査台帳は各自治体で要件を設定して整理をしており、レベル1建材の使用のみを把握している場合が多い。レベル1建材の使用状況の把握は重要だが、レベル2建材の使用状況まで整理されていないと災害時には対応できない。そのため、アスベスト調査台帳の有無ではなく、記載内容で差別化したほうがよい。マニュアル内でどの程度まで記載できるか検討する必要がある。
5	寺園座長	過年度までのモデル事業の結果からも、理想と現実のギャップが大きいと感じている。平常時の対応（把握等）が災害時に活用される旨をアスベストに詳しくない一般の方にも理解してもらうことが重要である。

No.	委員	意見内容
(2) 災害時マニュアルの改訂方針の検討		
6	村岡委員	露出状況調査と応急対応時の対象建材について、現在、露出状況調査の対象建材をレベル1, 2建材としている理由は、建築物一つ一つを把握し、解体時に注意すべき建築物を調査できる点にある。しかし、応急対応時にレベル2建材も対象とするのは自治体のマンパワー的に難しい。応急対応はレベル1建材を対象とし、レベル2建材については煙突等が壊れている場合は対象とする、程度の表現がよい。 注意解体の協議については、ケイカル板1種や仕上げ塗材も協議対象とすると、木造建築を含めたほぼすべての建築物が対象となってしまい、現場が回らない。原則、届出対象を調査対象とすべきである。
7	寺園座長	これまで通り、平常時、露出状況調査時、応急対応時の対象建材が統一されているほうがわかりやすいが、現実的には難しいため、優先度を考慮し検討する必要がある。
8	高崎委員	対象建材のレベルを合わせるとわかりやすいが、飛散性の観点からレベル1, 2建材は対象とすべきである。レベル2建材を「望ましい」とすると対応されない可能性があるため、「レベル1建材を優先的に対応し、ゆくゆくはレベル2建材にも対応する。」といった表現とするとよいのではないかと。
9	稲村委員	復旧・復興は時間との戦いであり、解体業者としては立入検査ができない中で可能な限り平常時と同様の対応を行い、周辺住民や作業者のばく露防止を考慮しながら解体を行うため、自治体や建築物所有者から石綿の使用状況情報が速やかに提供されるとありがたい。また、災害時は公費解体で発注されることもあるため、廃棄物部局との連携、費用負担についての周知もお願いしたい。注意解体時のレベル3建材の把握は難しいが、団体内部でも意見を確認する。
10	外山委員	熊本地震、西日本豪雨時の調査経験から、レベル1でも鉄骨耐火被覆ではないものは把握されていないことがある。煙突断熱材も把握されていないものがある。そのため、平常時の把握には工夫が必要である。豪雨の際には、レベル3建材の岩石綿吸音板が吸水して落ちていた事例もあった。これらの事例を整理して、次回検討会で示したい。平常時と関連して、大防法や石綿則が強化され、これらを守るには石綿使用情報について事前に把握していないと維持管理や修繕ができない。そのため平常時の把握について、普及啓発の必要性が高い。
11	本山委員	災害時にレベル2建材も見つかったが、レベル1建材が把握されていない建物があった。自治体等で管理しないといけなくとも見落としがある。レベル2建材の断熱材も把握されていない例があった。レベル3建材も熊本地震の際はひたすら成形板を処理しており、本当に調査されたのかもわからなかった。平常時の把握にはレベル3も加えられるべきと提案したい。
12	伊勢委員	災害により発生した廃棄物は一般廃棄物の扱いとなる。過去の台風災害の際には環境省から特例が出て、産業廃棄物処理施設で処理可能となった。ただし、レベル3建材は一般廃棄物最終処分場に入れるとのことだったが、地元との協定で入れないということで全国に問い合わせた。その間、廃棄物が何か月も置きっぱなしだった。災害廃棄物の処理フローについて、スムーズに流れるように整理してほしい。第9章では廃石綿等については仮置場に置かないと記載されているが、実際には災害廃棄物で少量の廃石綿等も出てくる。そのため仮置場にも保管施設を作るべきである。また、各自治体に産業廃棄物と一般廃棄物を一緒に処理できるところがどの程度あるのかを把握し、数が少ない場合はどこで災害が起こるかシミュレーションして業の許可をしていくことが必要である。
13	寺園座長	p. 3主な改訂点①②③④について、②法改正に対応した改訂、③関連ガイドラインの改訂の反映はマストで行わなければならない点である。①平常時の石綿使用建築物等の把握については、意見の違いはあるが基本的にはレベル2建材も対象として記載すべきである。レベル3建材については、必要との意見と望ましいとの意見が出たが、平常時の解体・改修を含めて対応しなければならないため、データベースには情報を入れることで、平常時と災害時の連携を後押しできるとよい。 露出状況調査をする際に、前回の改訂の時と比べて建築物石綿含有建材調査者の資格保有者が増えているので、それらの有効活用方法も検討すべきである。また、レベル3建材についても破碎は避ける等の石綿飛散防止対策を記載できるとよい。
14	関委員	建築部局や廃棄物部局と環境部局の連携、役割分担について、国で検討してほしい。

No.	委員	意見内容
(3) 地方公共団体ヒアリング内容の確認		
15	事務局	今日の委員の意見をもとに、平常時、露出状況調査時、応急対応時において、どの建材レベルまで対応できると考えられるか、設問に追加したい。
16	村岡委員	最近水害が頻発しているため、水害特有のアスベスト対応があったか確認してほしい。第10章は津波等による混合廃棄物の処理についての記載だが、必要に応じて水害に特徴的な記載を追加してもよいと思う。
17	寺園座長	災害には多くの種類・規模感の大小がある。小規模な災害では平常時の対応でよいが、大規模になると現実とのギャップが出てくることはやむを得ない。災害が増えているので参考となるようにヒアリングを行ってほしい。
18	村岡委員	平常時はレベル2、3建材含めて把握すべきということだが、自治体での所管課の現状では難しい。建物所有者にアンケートしても回答の優位性が低く、情報の抜けも多い。資格を持った人がしらみつぶしに調査していくしかない。自治体としてはそこまでやるなら踏み込んだ法改正なりの対応が必要と考える。
19	寺園座長	可能であれば応急危険度判定をされる方々を将来的に連携する場合どういうことができるのか、ヒアリングしてほしい。また、アスベスト調査台帳の在り方についても意見交換してほしい。

令和4年度災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル改訂検討会（第2回） 議事概要

No.	委員	意見内容
(1) 災害時石綿飛散防止事例について		
1	伊勢委員	長野市の事例では石綿含有スレート板を分別・保管している、廃棄物処理法の特例による産業廃棄物としての処理について、石綿含有廃棄物は明確に規定されていない。また、仮置場に何らかの受け入れ保管施設を造らないと機能しないと考える。
2	村岡委員	熊本地震ではオンサイト分析は非常に有効であった。
3	村岡委員	防火地域、準防火地域を面的にすべて調査を行うのは難しい。どのような建物・部位を優先的に調査すればよいか助言いただきたい。
4	外山委員	階数による絞り込みが有効である（防火地域3階建て以上、準防火地域4階建て以上）。また、構造では鉄骨造のほうが吹付け耐火被覆として石綿が使用されている可能性が高い。また、そのような建物を外観から見つける技術が役に立つ。
5	村岡委員	最終的には調査する自治体の判断になるが、鉄骨造の高い建物から優先的に進めていく工夫が必要である。
6	村岡委員	特に木造に関しては、事前調査でほぼみなしにせざるを得ないのが現状である。一番問題になるのが石膏ボードであり、大量に出るため、持ち込んだ管理型最終処分場の水処理にも負荷がかかる。石膏ボードはかなりのものが無含有と思われるが、見分け方、確認の仕方等の見解を教えてください。
7	本山委員	昭和45年～61年の販売総数の1%弱にしか石綿含有建材はないことが石膏ボード工業会から発表されており、軒並みみなしとすることはよくない。9種類が石綿含有建材であるが、30～40製品のうち9割ほどが特定されている。被災時に石膏ボードの裏面を見て石綿の含有の有無を判断できるかは検討し始めないといけないと考えている。
8	寺園座長	解体時の立入検査で、事前調査の結果を意図的に隠していたのではないかという話があったが、その後、その事業者には行政処分等はあったのか。
9	本山委員	この事例の話では、立入検査で石綿含有と判断された場合でも、事前調査で分析を行った部分の建材が石綿無含有の場合もあるため、断定はできないということだった。事業者の処罰までは行われていない。
10	寺園座長	被災者には業者が全国から集まることがあるので、指導の徹底が必要である。
(2) 地方公共団体等ヒアリング結果の報告		
11	寺園座長	有識者のヒアリングでは、地方公共団体が推計する被害関数や石綿ストック量（飛散ポテンシャル）、応急危険度判定の対応、新たな情報管理システムといった話があり、国としてDXも進められている。災害対応として、台帳のマップ化などどれくらいのをどこの部署がどうやって持っていくのか大きな課題となってくる。一方で、石綿に特化した災害時のマニュアルの改訂になるので、年度内にこれらを反映することは難しい印象がある。これらの情報はメモとして置いておき、将来に活用できればと思う。
(3) 災害時マニュアルの改訂について		
①対象とする石綿		
12	村岡委員	応急対応の対象として、煙突断熱材が露出する可能性は高いが保温材はあまり多くないため、並列で扱うべきではない。
13	村岡委員	石綿含有成形板等や仕上塗材について、可能な限りという表現ではなく、より具体的に飛散のおそれがある場合、ばく露のおそれがある場合と記載してはどうか。

No.	委員	意見内容
②平常時の把握		
14	村岡委員	平常時の把握について、現行のマニュアルでは石綿情報のあるアスベスト調査台帳と情報のない課税台帳が併記されており、石綿の有無の情報がなくとも構造や年代等の情報で災害時に役立てていこうといった流れがあったが、改訂案では基本的には石綿の使用有無を把握することになっている。平常時に石綿の有無を把握しておくことを否定はしないが、現実的には難しく、やると書かれてしまうと地方公共団体としてもつらい。平常時には飛散リスクがある解体現場に重きを置かざるを得ない。また、情報の精度が十分なものではなく、苦勞して調査しても災害が起こったら実際には石綿があったという事例も出てくると思われる。
15	関委員	平常時にどこまで把握しておくべきか、現時点では申し上げられることはない。
16	事務局	平常時に把握していくことは法的根拠がない中で難しいという話も聞いており、モデル事業の中でも所有者の方が石綿をそこまで認識されていないこともあって一気に把握できるものではないと感じている。一方で大防法の中では平常時の把握を努めていくということで、地方公共団体が取り組む際の参考になるよう手順についてはできる限り記載しておきたい。必ずやるべきととられないよう記載には配慮する。
17	外山委員	成形板等の把握について、もう少し具体的に記載してほしい。建物を管理する上では改修は避けて通れないため、情報を蓄積していくことが必要である。成形板等を含め石綿の所在を分かっていると建物が管理できないため、建物を全部調べるケースも少ないながら出始めている。災害時に限らず、通常使用時の石綿情報を蓄積していくというポイントで広げるべき。原則としてすべての建材ということであれば記載すべきである。
18	事務局	吹付け石綿等をどのように把握していくかに眼が向いていたため、成形板等の把握については記載していなかった。事前調査結果の報告からどういった整理が可能か、意見を伺った上で追記したい。
19	寺蘭座長	事務局預かりとするが、法改正の審議の中で把握に努める必要があるということで加わったのは重い。一方で災害を経験されて把握にも努められている地方公共団体でも難しいという意見も理解できる。合理的に把握ができ、災害時に役立つ方法を示せればよいと思う。

No.	委員	意見内容
④注意解体時の事前協議		
20	村岡委員	石綿含有成形板等の飛散リスクはケースバイケースである。成形板等であっても飛散やばく露のリスクが高い場合は協議を行うといった補足を加えてはどうか。
21	外山委員	先ほどの説明の趣旨は、人がいたり避難所が近い場合には飛散やばく露のリスクが高いので協議が必要ではないかということである。
22	寺園座長	要注意箇所はあくまでそういったケースが多いということであって、すべてが網羅されるわけではないが、表5.4はこのような書き方になる。
23	稲村委員	注意解体時に建物に立ち入ることができない等、平常時とは違う状況の中で調査・事前協議を行うのは原則として吹付け材、保温材等が対象であって、成形板等はみなしで過大な負担となることを懸念している。成形板等は極めて限定的でこういった場合という形で分かりやすくしてもらえないと対応できないのではないかと思います。
24	寺園座長	現実的にそこまで協議対象になるとは思っていないが、人が住んでいるところに近いとか大規模であるとか色々な要素の中で地方公共団体に調整を期待している。仮置場以降の破碎を防ぐための担保が重要。
⑤注意解体における石綿飛散防止		
25	古賀委員	表7.4の「薬液散布が望ましいを削除する」は吹付け材に限定しているように感じる。全体を通じて吹付け材以外の建材にどこまで対応しているのか、どこまで対応してもらおうとしているのかももう少し意思統一が必要。散布ではないが仕上塗材には薬剤を使用した剥離剤工法もある。
⑥その他全体		
26	関委員	マニュアルp.45露出状況調査について、前日も発言したが、立入検査権限との関係についても触れてほしい。
27	事務局	立入検査権限について、マニュアルでどこまで書けるかは持ち帰り検討したい。
28	寺園座長	マニュアルは書いただけで終わらないように実効性を高める必要がある。権限や法的な根拠にもつながり書きづらい点はあるが、材料や記載方法には工夫の余地はある。
29	伊勢委員	仮置場には建材の区別も付かず何でも持ち込まれる。災害が起きたときに最もリスクの高い廃石綿等をどのように保管して処理することはきちんと検討しておかなければならないと思う。飛散防止する方法はたくさんあり、もし仮置場に機能を持たせないということであれば地域を分けて災害時の保管場所を整備しておく等の対策が必要である。
30	伊勢委員	産業廃棄物の処理施設で同じ性状の災害廃棄物を都道府県知事に届出を出せば処理してよいという特例があるが、品目等が足りていないため検討してほしい（石綿については最終処分場に廃石綿等や廃石膏ボードがない。破碎施設ではガラス陶磁器くず、積み替え保管にも石綿含有産業廃棄物、廃石膏ボードがない。）。
31	寺園座長	一般廃棄物としての廃石綿等が仮置場に持ち込まれるケースはゼロではないが、かなり例外的な対応にしておいたほうが良いと思う。
32	伊勢委員	廃石綿等は、集積される前にどこかに搬出されていると思われる。
33	寺園座長	注意解体含め、みなしを含めた解体作業からの処理・処分について慎重にやっていただく必要があるので、仮置場との議論と分けたほうが良い。仮置場での飛散防止については記載が不足しているとも思う。
34	寺園座長	マニュアルも第3版となり、膨大な量となっているため図やイラストを入れてわかりやすくしてほしい。また、概要版の作成も必要。
35	寺園座長	災害時の対応に100点はない。飛散・ばく露防止のための実効性を確保するためにどうやって魂を入れるか議論したい。
36	事務局	検討会終了後、2週間程度をめどに意見をいただきたい。